

## 平成31年4月に小学校入学予定のお子様の保護者様へ

# 就学援助（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給のお知らせ

上富良野町では、小中学校に就学される児童生徒のご家族が、経済的な理由により学用品や給食費などの負担が困難な場合に、保護者に対して必要な援助を行っており、平成31年4月に上富良野町の小中学校に入学予定で就学援助の要件に該当し、提出期限までに申請等をされた方に、就学援助の新入学児童生徒学用品費等を入学前の2月に支給する予定です。

### ①. 就学援助（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給を受けることができる方

1. 平成31年4月から、上富良野町の小学校に入学予定で、就学援助の要件に該当する方  
（詳細は「③. 認定基準の目安」をご覧ください）
2. 上富良野中学校に入学予定で、12月現在、就学援助を受けている方

### ②. 対象にならない方

1. 生活保護世帯の方
2. 平成31年4月までに上富良野町から転出する方  
\* 転出をされた場合は、支給した新入学児童生徒学用品費等を返還していただくこととなりますので、転出の可能性がある場合は申請をしないでください。

### ③. 認定基準の目安

平成29年の世帯全員の収入額が、生活保護基準の1.2倍以下の場合に認定になります。

《給与所得の場合》

収入額＝年間総収入－生活保護基準の基礎控除額－社会保険料

《自営事業・農業所得の場合》

収入額＝年間総収入－必要経費－生活保護基準の基礎控除額－社会保険料

※その他の収入（各種年金、雇用保険、児童扶養手当、譲渡・一時所得等）は、収入額に算入されません。

【例】収入の目安（世帯の構成によって変わります）

- ・ 2人世帯の例 父又は母(20～40歳)、小学生(9～11歳) 収入額208万円以下
- ・ 3人世帯の例 父又は母(20～40歳)、小学生(9～11歳)、中学生(12～14歳)  
収入額278万円以下
- ・ 4人世帯の例 父・母(20～40歳)、小学生(9～11歳)、中学生(12～14歳)  
収入額329万円以下

### ④. 申請方法

小学校に入学予定の方は、就学前検診にて「就学援助費入学児童生徒学用品費等入学前受給申請書」をお渡ししますので、12月7日までに教育委員会に提出してください。

中学校に入学予定の方は、在籍している小学校から配布される「就学援助費入学児童生徒学用品費等入学前受給申請書」をお渡ししますので、12月7日までに教育委員会に提出してください。

品費等入学前受給申請書」を12月17日までに、在籍している小学校に提出してください。

\* 12月に申請しない場合でも、平成31年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後（5月頃）に新入学児童生徒学用品費等を支給します。支給額、認定基準は変わりません。

⑤. 支給額・支給時期

支給額

- ・ 小学校入学予定の児童 40,600円
- ・ 中学校入学予定の生徒 47,400円

支給時期

- ・ 平成31年2月頃

支給方法

- ・ 申請時に指定していただいた口座に振り込みます。

※今回、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けられた方も、平成31年就学援助を希望する場合は、別途申請が必要です。

※新入学児童生徒学用品費等の入学前支給と平成31年度就学援助は認定基準が異なるため、結果が異なることがあります。